

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

2023(令和5)年度  
社会福祉制度・予算等に関する要望書  
～「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
政策委員会委員長 平田 直之



少子高齢化、人口減少が進行するわが国にあつて、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目前としつつ、社会保障政策上の課題とされている2040年問題への対応が急がれる状況になっています。さらに新型コロナウイルスの感染拡大は、人びとの生活に深刻な打撃を与え、孤独・孤立や膨大な生活困窮者など、新たな課題が顕在化しています。

全国社会福祉協議会は「全社協 福祉ビジョン 2020」において「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員、関係福祉団体との連携・協力のもと、取り組みを推進してきました。この取り組みは国がすすめている「地域共生社会」づくりとSDGsがめざす「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」と方向性を一にするものであります。

今般のコロナ禍、また、この先にある地域社会の変容に対しても、私たち社会福祉協議会、社会福祉法人は、全国のどの地域においても、さまざまな生活上の課題を抱え福祉の支援を必要とする人びとに対し、自らの責務として、率先して福祉サービスや支援の提供を継続していかねばなりません。

私たち社会福祉協議会、社会福祉法人等が地域の社会福祉事業の主たる担い手として、その役割を果たし続けられよう、令和5年度の予算編成や施策立案にあたって、社会福祉制度の拡充と実現を要望いたします。

## 【重点要望事項】

### 1. 全世代型社会保障制度の実現に向けた社会福祉制度の拡充

- (1) セーフティネットの再構築、経済的困窮者に向けた新しい手当制度の創設
- (2) 社会福祉法人、社会福祉協議会が地域の中核として役割を果たすための諸制度の再構築
- (3) 緊急時対応を可能とするための平時からの社会福祉施設、社会福祉協議会等の職員体制の強化
- (4) 緊急小口資金等コロナ特例貸付の債権管理および相談支援体制の拡充
  - ① 借受人の生活再建に向けた相談支援体制の拡充
  - ② 緊急小口資金等特例貸付の債権管理に必要な事務費の確保と体制整備

## 2. すべての子どもの最善の利益を保障するための子ども政策と体制の一元化

- (1) 民生委員・児童委員制度の厚生労働省での一元的対応と活動環境整備等の強化
- (2) 就学前のすべての子どもの教育のこども家庭庁への一元化
- (3) 社会的養護関係施設や里親等で育つ子どもたちへの継続的支援体制の整備
- (4) 家族関係支出の引き上げに向けた公的財源の恒久的な確保

## 3. すべての福祉従事者が働き続けられる環境の整備・拡充および福祉サービスの質の向上に向けた体制整備の拡充

- (1) 福祉人材の確保（採用・育成・定着）のための総合的な施策の推進
- (2) 抜本的な処遇改善の実現
- (3) 処遇改善原資の弾力的運用
- (4) 福祉サービス第三者評価事業の推進に向けた「ナショナルセンター（仮称）」の設置と改善に向けた検討の実施
- (5) 外国人介護人材の受入れのための環境整備の促進
- (6) 学校教育における福祉・介護分野への理解促進
- (7) キャリア支援専門員の正規配置のための財政措置の強化

## 4. 災害福祉支援活動の強化に向けた体制整備の推進

- (1) 災害法制への「福祉」の位置づけ
- (2) 平時からの切れ目のない支援に向けた「災害福祉支援センター」の整備
- (3) 災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる体制整備のための対象経費の拡充
- (4) 災害ボランティアセンターの設置運営研修等支援事業の拡充
- (5) 災害福祉支援ネットワークの構築と財政的支援の強化
- (6) 被災した社会福祉法人・福祉施設の事業再開、復興に向けた支援

## 【要望事項】

### 1. 地域共生社会実現のための地域福祉の基盤強化、包括的支援体制整備にかかる支援の拡充

- (1) 重層的支援体制整備事業の必須事業化、移行準備事業・都道府県後方支援事業の拡充
- (2) 包括的支援体制における社会福祉法人の柔軟な実践を促進するための規制の緩和・撤廃
- (3) 自治体担当者および多機関協働や参加支援、アウトリーチ支援を担う人材養成研修の強化
- (4) 民生委員・児童委員の活動環境整備等の強化
- (5) 民生委員・児童委員のための研修事業費の確保
- (6) 社協職員の正規化および増員のための財政措置の拡充
- (7) 地域生活定着促進事業予算の増額

### 2. コロナ禍における生活困窮者支援施策および体制の拡充

- (1) 急増する相談に対する相談支援員等の増員等
- (2) 家計改善支援事業、就労準備支援事業の必須化、補助率の引き上げ

- (3) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修（都道府県研修）の確実な実施
- (4) 生活福祉資金貸付事業等の体制整備のための事務費の確保
- (5) 生活福祉資金本則の償還免除規程の見直し
- (6) 介護福祉士修学資金等貸付制度等推進のための予算の確保と償還免除要件の緩和
- (7) 福祉医療施設（無料低額診療事業）の積極的な活用促進
- (8) 救護施設における地域移行に向けた積極的な就労支援の体制の整備
- (9) 救護施設における退所可能な利用者の介護保険制度利用にかかる要件の見直し
- (10) 保護施設通所事業の適切な運用と拡充
- (11) 救護施設における地域移行定着のための地域移行定着支援員（仮称）の配置

### **3. 成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業の拡充等、総合的な権利擁護体制の確立**

- (1) 中核機関の体制整備に向けた財政措置の拡充および法令上の明確化
- (2) 法人後見の実施体制に関する実態把握、財政的支援の拡充
- (3) 日常生活自立支援事業の体制強化、実施要領上の援助内容や実施体制の見直し

### **4. 保育施策等の量的・質的な拡充**

- (1) 子ども・子育て支援新制度制定時に確認された事項の実現に向けた、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源の早期かつ恒久的な確保
- (2) 保育現場の人材確保と質の向上を図るための処遇改善の実施
- (3) 人口減少地域における保育施設・保育事業の確保施策等の実施

### **5. 社会的養護関係施設の専門機能の強化および地域支援の取り組みの推進に向けた体制の拡充**

- (1) 施設の高機能化・多機能化を担う職員の配置拡充
- (2) 社会的養護を必要とする子どもや母親に対する支援体制の確保
- (3) 特定妊婦等への支援の強化

### **6. 地域包括ケアシステム関係施策の拡充**

- (1) 地域包括支援センター等の機能強化にかかる委託費の確保
- (2) 利用者負担のきめ細やかな軽減措置の実施
- (3) 自立支援・重度化防止と認知症施策の総合的な推進
- (4) 科学的介護情報システム（L I F E）の効果的な活用に向けた環境整備
- (5) 訪問介護事業所の事業継続を可能とする制度見直し
- (6) 老人クラブ活動等助成費の充実

### **7. 障害福祉サービスの拡充および障害者の地域生活支援の充実**

- (1) 最重度・重複の身体障害者等を支援する障害者支援施設の基盤強化
- (2) 障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の拡充
- (3) 障害者の工賃向上を図るための優先調達への推進
- (4) 障害者（児）の権利擁護・虐待防止に向けた支援体制の充実

- (5) 改正障害者差別解消法の早期施行
- (6) 障害福祉サービスを担う人材の確保・育成・定着
- (7) 障害福祉施設等における福祉機器・ICT等の活用に向けた財政措置の拡充

## 【税制要望事項】

- (1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持
- (2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

## 【重点要望事項】

### 1. 全世代型社会保障制度の実現に向けた社会福祉制度の拡充

#### (1) セーフティネットの再構築、経済的困窮者に向けた新しい手当制度の創設

- コロナ禍で顕在化した生活困窮等の課題に対応すべく、わが国のセーフティネットを再構築し、経済的困窮者や居住に支援が必要な人に向けた新しい手当制度を創設するなど、抜本的改革を図ってください。

#### (2) 社会福祉法人、社会福祉協議会が地域の中核として役割を果たすための諸制度の再構築

- 社会福祉法人、社会福祉協議会が少子高齢化、地域の過疎化が進行するなかで、地域の主たる福祉の担い手として高齢者、障害者・児や子ども・子育ての支援等を多角的・多機能的に展開できるよう、縦割りによる制度を廃し、総合的に諸制度を再構築してください。

#### (3) 緊急時対応を可能とするための平時からの社会福祉施設、社会福祉協議会等の職員体制の強化

- 感染症や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう、平時から社会福祉施設・事業所、社会福祉協議会の職員体制の強化および、必要に応じて即応的に医療支援や施設間の職員応援を行うことができる支援体制の構築を要望します。

※新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大するなか、社会福祉施設・事業所、社会福祉協議会は、社会を支える重要な基盤であることが明らかになった。

その一方、コロナ禍のなか、社会福祉施設・事業所は感染予防に努めてきたが、陽性者が発生しても入院ができず施設内等で対処を余儀なくされたところも多くある。また、陽性者の発生により、障害者施設や介護サービスでは通常サービスが提供できなかつたために減収したところもある。

#### (4) 緊急小口資金等コロナ特例貸付の債権管理および相談支援体制の拡充

##### ① 借受人の生活再建に向けた相談支援体制の拡充

- 社会福祉協議会が今後、300万超の借受人世帯の生活再建に寄り添って支援していくために、社会福祉協議会の体制強化を要望します。

※社会福祉協議会には、今後10年以上にわたる債権管理を行うとともに、借受人が困窮状況を脱し再び生活困窮に陥らないよう、ていねいな相談支援を行っていくことが求められている。

##### ② 緊急小口資金等特例貸付の債権管理に必要な事務費の確保と体制整備

- 新型コロナウイルスに係る緊急小口資金等特例貸付の10年超の債権管理に、社会福祉協議会が体制強化して取り組めるよう、十分な事務費の確保を要望します。

※コロナ特例貸付は、令和4年3月現在、320万件を超える貸付件数となっている。

## 2. すべての子どもの最善の利益を保障するための子ども政策と体制の一元化

### (1) 民生委員・児童委員制度の厚生労働省での一元的対応と活動環境整備等の強化

- 戦後 70 年以上にわたり民生委員・児童委員（主任児童委員含む）は不可分一体として活動してきました。こども家庭庁創設後も、2 省庁連携のもと、厚生労働省が一元的に民生委員・児童委員制度を担当し、さらなる活動充実に向けた環境整備を図ってください。

### (2) 就学前のすべての子どもの教育のこども家庭庁への一元化

- 就学前のすべてのこどもの育ちを包括的に保障するために、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に定める「教育」について、こども家庭庁に一元化してください。

### (3) 社会的養護関係施設や里親等で育つ子どもたちへの継続的支援体制の整備

- 社会的養護関係施設や里親等で育つ子どもたちの自立支援に向けて、年齢制限の撤廃等、子どもそれぞれの状況に応じた継続的支援ができるよう、施策を構築してください。
- こども家庭庁創設後も、障害者福祉や生活保護・生活困窮者支援、婦人保護等、各分野との分断が生じないように、支援の継続性を確保してください。

### (4) 家族関係支出の引き上げに向けた公的財源の恒久的な確保

- わが国の家族関係支出（GDP 比 1.79%）を、OECD の目標値である GDP 比 3%まで引き上げるよう、公的財源を恒久的に確保してください。

## 3. すべての福祉従事者が働き続けられる環境の整備・拡充および福祉サービスの質の向上に向けた体制整備の拡充

### (1) 福祉人材の確保(採用・育成・定着)のための総合的な施策の推進

- 福祉サービスの質の維持・向上と働き方改革、改正高齢者雇用安定法の趣旨に則った働きやすい職場づくりに向けて、職員配置基準の拡充および、すべての従事者の処遇改善を可能とする公的価格の抜本的な引上げを要望します。
- 福祉現場における ICT 化等による生産性向上は、サービスの質の向上や職員の負担軽減、職場環境の改善等を目的とするものであり、人員配置基準の引き下げを前提とした ICT 化の推進を行わないよう要望します。

### (2) 抜本的な処遇改善の実現

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）に基づき実施された処遇改善支援補助金について、令和 4 年 10 月以降についても継続を要望します。
- 社会福祉制度における処遇改善の仕組みについては、配分における職員間の公平性が確保し難い状況も生じており、これまで対象となっていないサービス種類・職種についても対象とし、すべての社会福祉従事者の処遇改善を要望します。

### (3) 処遇改善原資の弾力的運用

- 複数の社会福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人等の事業実施と職員の処遇改善を後押しすべく、各制度で異なる処遇改善加算の仕組みや運用の一元化を要望します。
- 複数の社会福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人においては、事業種別間および、職種間の賃金バランスや柔軟な人材活用が阻害されるなどの経営課題が生じており、処遇改善原資の配分における法人裁量の拡大と事務負担の軽減を要望します。

### (4) 福祉サービス第三者評価事業の推進に向けた「ナショナルセンター(仮称)」の設置と改善に向けた検討の実施

- 福祉サービス第三者評価事業は制度創設から 20 年が経過し、さまざまな課題が顕在化しています。「福祉サービス第三者評価事業の今後のあり方に関する検討会 報告書」(全社協、令和 4 年 3 月)をふまえ、福祉サービス第三者評価事業の今後のあり方について国として見直し、制度の改善を図ってください。
- 都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織を支援するために、「ナショナルセンター(仮称)」を設置し、その機能について方向性を示してください。
- 全国推進組織を担う全国社会福祉協議会が行う社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しや受審結果の公表に対する国の補助金はありません。社会的養護関係施設の福祉サービスの質の向上を図るため、事業推進の補助金を確保するよう要望します。

### (5) 外国人介護人材の受入れのための環境整備の促進

- 外国人介護人材が安心して福祉現場で働き続けられるよう、就学や生活支援等の受入れ環境の整備に係る財政支援の拡充を要望します。

### (6) 学校教育における福祉・介護分野への理解促進

- 将来の福祉・介護人材の確保・育成を図るためには、福祉・介護の仕事に対する教職員や親の理解を促進することが重要であることから、教育関係者と福祉人材センターが連携して啓発事業やキャリア教育等を実施できるよう、文部科学省との連携強化を要望します。

### (7) キャリア支援専門員の正規配置のための財政措置の強化

- 全国の福祉人材センター(バンクを含む)で、キャリア支援専門員の正規職員配置ができるよう財政措置の拡充を要望します。

※福祉人材センターで求人開拓やマッチングなどの役割を担うキャリア支援専門員の正規職員は 12%にとどまっており、事業所や求職者との関係構築やマッチング等の技術の熟練が難しい状況にある。

## 4. 災害福祉支援活動の強化に向けた体制整備の推進

### (1) 災害法制への「福祉」の位置づけ

- 災害救助法制定から 70 年以上が経過し、社会保障制度・社会福祉制度が整備されている一方で、災害発生時には「福祉」が応急救助の枠組みから外れているという課題があります。災害救助法等と福祉法制の連携を図ることで、社会的脆弱性を抱える

人々を「福祉」の視点で支える枠組みを構築できるよう、災害法制へ「福祉」を位置付けることを要望します。

(2) 平時からの切れ目のない支援に向けた「災害福祉支援センター」の整備

- 社会的脆弱性を抱えている人びとは、被災によって課題がより深刻化・長期化する傾向があります。また、災害発生を契機にそれまで支援の必要のなかった人も支援が必要になるケースも生じます。こうした人びとに迅速に寄り添い支援を行うために、平時から「災害福祉支援センター」を整備できるよう、施策の拡充を要望します。
- DWAT 活動や災害ボランティアセンター等の災害福祉支援活動を総合的に展開できる体制（災害福祉支援センター）の構築に向け、施策・予算の統合・確保を要望します。

(3) 災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる体制整備のための対象経費の拡充

- 近年、災害発生時に社協が災害ボランティアセンターを設置し、行政やNPOとともに支援活動を行っていることから、社協が平時から地域の人びとに寄り添いながら、主体的な市民活動を促進し、災害に備えていけるよう、人員体制の確保を図るとともに、発災時の災害ボランティアセンターの設置・運営に対する対象経費の拡充を要望します。

(4) 災害ボランティアセンターの設置運営研修等支援事業の拡充

- 災害ボランティアセンターの運営体制強化を図るため、災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業の増額および補助率の引き上げを要望します。

※災害ボランティアセンター設置運営研修等事業費は、都道府県社協に最大 500 万円、市区町村社協 50 万円と低額であり、補助率も 1/2 であることから、事業への取り組みが進んでいない。

(5) 災害福祉支援ネットワークの構築と財政的支援の強化

- 全都道府県に災害福祉支援ネットワークを構築し、事務局機能の強化、災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成と活動基盤の整備および専門人材（災害福祉支援コーディネーター等）の拡充を図るための財政的支援の強化を要望します。
- 各都道府県での取り組みを支援するとともに、発災時の全国的な DWAT 活動・派遣等の円滑な調整等を図るため、国の「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」の拡充を要望します。

(6) 被災した社会福祉法人・福祉施設の事業再開、復興に向けた支援

- 社会福祉法人・福祉施設の種別、サービス形態等に応じた事業継続計画（BCP）の策定に向けた取り組みの支援を要望します。
- 事業再開、復興が早期かつ円滑に進められるよう、災害発生時の補助要件の緩和や手続きの簡素化等を要望します。
- 災害福祉支援ネットワークの一環として種別に応じた相互応援体制を構築するとともに、事業継続計画（BCP）の策定とあわせた受援体制づくりの支援を要望します。

## 【要望事項】

### 1. 地域共生社会実現のための地域福祉の基盤強化、包括的支援体制整備にかかる支援の拡充

- (1) 重層的支援体制整備事業の必須事業化、移行準備事業・都道府県後方支援事業の拡充
- 重層的支援体制整備事業は市町村によって取り組み状況に差があるため、事業の必須事業化、移行準備事業・都道府県後方支援事業の拡充を要望します。

(2) 包括的支援体制における社会福祉法人の柔軟な実践を促進するための規制の緩和・撤廃

- 孤独・孤立をはじめとする地域生活課題に対応する包括的支援体制の構築と柔軟な実践の促進にあたって、資金使途制限の緩和、既存の施設・設備の柔軟な活用が可能となるよう、制度横断的な規制緩和・撤廃を要望します。
- 包括的支援体制や生活困窮者自立支援施策において、措置施設等の役割・機能を位置づけ積極的な活用を図るよう、自治体へ指導してください。

(3) 自治体担当者および多機関協働や参加支援、アウトリーチ支援を担う人材養成研修の強化

- 重層的支援体制整備事業を進めていくにあたり、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ支援事業を担う人材を養成する研修の強化を要望します。
- 自治体職員が制度の理念や目的、支援の流れ、地域づくり等について十分に理解し、社会福祉協議会等と共通認識を持って制度を運用していけるよう、国において自治体職員に対する研修を実施してください。

(4) 民生委員・児童委員の活動環境整備等の強化

- 民生委員・児童委員活動保険の保険料の全額公費負担、自治体や関係機関との情報共有のあり方の整理、現役世代や福祉専門職など多様な地域の人びとが民生委員・児童委員活動を行うことができる環境づくりやデジタル化の推進など、民生委員・児童委員制度の維持と活動支援に、国が積極的に取り組み、活動環境を整備することを要望します。
- 民生委員・児童委員活動の関心と理解醸成のため、引き続き関係予算が確保され、国自らがいっそうの広報を行うことを要望します。

※近年、民生委員・児童委員の充足率は低下が続き、委員の約6割が在任2期目以内（委員就任後6年以下）であり、行政協力職務を含む委員活動に対する負担感が高い。

(5) 民生委員・児童委員のための研修事業費の確保

- 新任委員に対する研修や指導的立場である単位民児協会会長等に対する研修等、地域活動に必要な幅広い知識の習得のための研修の充実を図るため、民生委員・児童委員のための研修にかかる財源を引き続き確保していただくよう要望します。

※3年ごとの改選期において1/3の民生委員・児童委員が交代し、新任される。

## (6) 社協職員の正規化および増員のための財政措置の拡充

- 社協職員の正規化および増員を図ることができるように、国として地方交付税措置を拡充するとともに、自治体に対し委託事業等の複数年度化および人件費相当分の拡充を指導するよう要望します。

※社協の一般事業職員の正規比率は52.2%（令和4年1月1日現在、全社協「令和3年度市区町村社協職員状況調査結果」）。各種相談事業や地域づくりを行っている社会福祉協議会職員は、行政等からの事業の委託期間が単年度であったり、十分な人件費が確保されていないために、非正規職員で対応せざるをえない場合が多く、継続的な事業実施を困難にしている。

## (7) 地域生活定着促進事業予算の増額

- 福祉の支援を必要とする矯正施設退所者が地域社会で自立できるよう、必要な支援・援助を専門性をもって継続的に行う職員体制の強化、研修機会の確保、地域定着支援センターの安定運営のために必要な予算の増額を要望します。

## 2. コロナ禍における生活困窮者支援施策および体制の拡充

### (1) 急増する相談に対する相談支援員等の増員等

- コロナ禍の影響による相談件数の急増、複合的な課題を抱えた人や外国籍の人の相談に対応するため、相談支援員等の増員や任意事業の必須化、各種給付金の拡充を要望します。

### (2) 家計改善支援事業、就労準備支援事業の必須化、補助率の引き上げ

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な展開により切れ目のない支援を行うため、福祉事務所と自立相談支援機関の連携強化や「入りやすく出やすい」生活保護制度への見直し、家計改善支援事業、就労準備支援事業の必須化、補助率の引き上げを要望します。

### (3) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修（都道府県研修）の確実な実施

- 都道府県が実施すべき研修を実施せず、ブロック研修で代替している状況にあることから、生活困窮者自立支援制度人材養成研修（都道府県研修）の確実な実施を要望します。

※令和2年度から研修の実施主体が一部都道府県に移管されたが、令和3年度には約4割の都道府県が修了証発行要件に係る研修を実施していない。

### (4) 生活福祉資金貸付事業等の体制整備のための事務費の確保

- 年金担保貸付事業廃止の影響も含めた各種相談対応に向けた体制強化については、コロナ特例貸付の事務費による体制強化とともに、コロナ特例貸付終了後においても生活福祉資金本則貸付の安定的な実施に向けて、体制強化を可能とする予算の拡充を要望します。

### (5) 生活福祉資金本則の償還免除規程の見直し

- 低所得世帯の自立促進や財務の健全化の面から、借受人の生活状況等をふまえ、速や

かに適切な償還免除が可能となるよう、生活福祉資金本則の償還免除規程の見直し、および東日本大震災等の長期化する債権についての整理を要望します。

※総合支援資金創設当初の貸付で不良債権化した債権、不動産担保型生活資金において不動産売却額が貸付額を下回った場合の残債権、災害時の特例貸付で長く償還のない債権等については、償還が困難である場合が多い実態がある。このような人たちのなかにはコロナ特例貸付もあわせて借りている者も一定数いることが予測されるが、コロナ特例貸付は償還免除となり、上記債務のみ残るといったケースが出てくるのが想定される。

**(6) 介護福祉士修学資金等貸付制度等推進のための予算の確保と償還免除要件の緩和**

- 介護福祉士修学資金等貸付制度等の4つの貸付事業について、今後とも必要な貸付ニーズに対応するための原資とともに、適切な債権管理のために必要な事務費等が確保されるよう要望します。
- 本貸付事業の借受人の自立を促進するよう、従事期間（とくに5年要件のさらなる短縮）について、返還免除要件の見直しを要望します。

※本貸付事業は、福祉・介護の人材確保とともに、ひとり親家庭および児童養護施設退所者等の自立支援を図る制度であり、償還においては、福祉現場での一定期間の就業等が返還免除要件となっている。

**(7) 福祉医療施設（無料低額診療事業）の積極的な活用促進**

- 各地域における包括的支援体制に適切に位置づけ、ネットワークへの参画や積極的な活用が図られるよう、市町村、福祉事務所や自立相談支援事業所等に対する働きかけを要望します。

※無料低額診療事業を行う福祉医療施設は、医療と福祉の双方の機能と専門性を備えており、医療的支援を必要とする複合的な地域生活課題に対応している。

**(8) 救護施設における地域移行に向けた積極的な就労支援の体制の整備**

- 救護施設で、地域移行に向けて利用者一人ひとりの希望と可能性を尊重し、就労支援を効果的かつ効率的に行う職員の配置を要望します。

**(9) 救護施設における退所可能な利用者の介護保険制度利用にかかる要件の見直し**

- 介護保険制度を利用して施設移行等の検討をする場合、施設入所者が要介護認定を受けられることができる期間は退所予定の3か月以内とされているため、要介護認定を受けずに退所先を探さなくてはならない実態があることから、この要件の見直しを要望します。

**(10) 保護施設通所事業の適切な運用と拡充**

- 通所事業による継続した支援が必要な利用者が、必要な支援を継続して受けられるよう、自治体に対し制度の適切な運用を徹底するよう要望します。

※通所事業による継続した支援が必要にも関わらず、実施機関の意向により継続を打ち切られるケースが散見される。こうした利用者にとって通所事業による支援は地域生活を安定して継続するために必要不可欠。

- 救護施設が地域のセーフティネットとしての役割を担い続けるために、地域枠に対して柔軟な対応が可能となるよう、制度の弾力的運用を要望します。
- ※定員の 3 割を上限とした地域枠について現場との齟齬が生じている。通所事業を終了した退所者が再び通所事業が必要となった場合や、長期入院等により退所枠から地域枠に変更になった対象者に対しては、救護施設は独自事業で支援せざるを得ない状況にある。そのため救護施設では、通所事業において利用者に対して来所時のみならず 24 時間 365 日連続した支援を行っている。

#### (11) 救護施設における地域移行定着のための地域移行定着支援員（仮称）の配置

- 利用者が地域生活を営む上で必要なサービスを利用できるよう、救護施設にソーシャルワーク機能をもって地域での支援にあたる地域移行定着支援員（仮称）の配置を要望します。
- ※地域移行後、他法他施策の支援のみでは地域での安定的な生活を継続することが十分にできないケースについては、救護施設職員によるきめ細やかな伴走型の支援が必要となる。

### 3. 成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業の拡充等、総合的な権利擁護体制の確立

#### (1) 中核機関の体制整備に向けた財政措置の拡充および法令上の明確化

- 成年後見制度の利用促進に向け、中核機関に専門職が配置できるよう、財政措置の拡充を要望します。
- ※成年後見制度の利用促進において、中核機関の整備は令和 3 年度末で 5 割程度にとどまり（見込み）、とくに人口規模の小さい自治体において設置が進まない状況がある。この背景としては、法律・福祉の専門職の不足や財源の課題がある。
- 第二期基本計画で盛り込まれた役割を果たせる中核機関を整備していくために、中核機関の機能や人員配置（人数や求められる専門性）等について法令上に明確化することを要望します。

#### (2) 法人後見の実施体制に関する実態把握、財政的支援の拡充

- 社協が法人後見を積極的にすすめることができるよう、実態把握を行ったうえで、法人後見の体制を拡大するための財政的支援を要望します。
- ※低所得者やきめ細かな身上保護が必要な人等の受任が多く、後見報酬だけでは体制整備が難しい現状がある。

#### (3) 日常生活自立支援事業の体制強化、実施要領上の援助内容や実施体制の見直し

- 認知症高齢者の増加などに伴う需要増加や課題の複雑化に対応するため、日常生活自立支援事業の実施体制強化を要望します。
- 意思決定支援や権利擁護支援等、本事業が果たしている役割をふまえ、実施要領の見直しに向けた検討を要望します。
- あわせて適切な運営を確保するため、運営適正化委員会の体制強化を要望します。

#### 4. 保育施策等の量的・質的な拡充

(1) 子ども・子育て支援新制度制定時に確認された事項の実現に向けた、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源の早期かつ恒久的な確保

- 「保育標準時間認定に対応した常勤（正規）職員配置」「1歳児の職員配置（6：1→5：1）」「4・5歳児の職員配置（30：1→25：1）」「主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置」等の改善の実現に向けて、財源の早期かつ恒久的な確保を要望します。

(2) 保育現場の人材確保と質の向上を図るための処遇改善の実施

- 国では、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行われきましたが、依然5万円ほどの開きがあります。保育現場の人材確保と質の向上のため、さらなる処遇改善を要望します。

(3) 人口減少地域における保育施設・保育事業の確保施策等の実施

- 保育施設は、子育て支援の重要な拠点であり、地方創生に不可欠な社会資源であるため、市町村が責任をもって人口減少地域における保育の場の確保を図るよう、要望します。

#### 5. 社会的養護関係施設の専門機能の強化および地域支援の取り組みの推進に向けた体制の拡充

(1) 施設の高機能化・多機能化を担う職員の配置拡充

- さまざまな支援ニーズを抱える子どもたちに適切なケアを行うため、児童指導員・保育士・母子支援員等の職員配置基準の抜本的な改善を要望します。
- 自立支援、里親支援、産前・産後支援、家族関係再構築支援など、地域のニーズに応えた施設の多機能化をすすめるために、自立支援担当職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員等の専門職員の配置拡充を要望します。

(2) 社会的養護を必要とする子どもや母親に対する支援体制の確保

- 施設の高機能化・多機能化とともに、入所児童や母子に対して安定した養育・支援環境を構築することが必要です。ショートステイ、トワイライトステイの受入れ児童（世帯）数を暫定定員に算入するよう要望します。

(3) 特定妊婦等への支援の強化

- 特定妊婦等への支援の強化に向け、産前・産後母子支援事業、特定妊婦等支援臨時特例事業の全国での実施推進を要望します。

※国によると11自治体の実施に留まっている。

## 6. 地域包括ケアシステム関係施策の拡充

### (1) 地域包括支援センター等の機能強化にかかる委託費の確保

- 地域課題への対応や地域づくりなど、地域包括支援センターに期待されている役割を果たせるよう、人員増に向けた配置基準の見直しや委託費の増額を要望します。
- 地域包括支援センターに期待されている地域課題への対応や地域づくりにさらに注力できるよう、居宅介護支援事業所において介護予防ケアマネジメント業務の積極的な受託の促進のために、委託費の増額を要望します。
- 地域共生社会の実現に向け、市町村に対し、地域包括支援センターのサブセンターやブランチとして在宅介護支援センター等を活用することを指導していただくよう要望します。

### (2) 利用者負担のきめ細やかな軽減措置の実施

- 利用者の区分支給限度額の対象とならない加算については、介護サービス利用者の負担軽減を図るとともに、必要とするサービス利用が抑制されないよう、現在の区分支給限度額に含めない措置を継続することを要望します。

※介護保険サービスの自己負担については、高齢者の収入状況と生活実態、介護ニーズ等を十分にふまえ、利用者負担割合の引き上げやその対象範囲の拡大等、利用者の負担増につながる見直しについては慎重に対応することが必要。

### (3) 自立支援・重度化防止と認知症施策の総合的な推進

- 施設・事業所において、自立支援・重度化防止等を推進するうえで、医療機関、外部のリハビリテーション専門職や認知症に関する専門機関等との連携とともに、施設・事業所に配置される専門職の活用の促進がさらに図られるよう、報酬上の評価を含め、医療・介護連携を推進することを要望します。

### (4) 科学的介護情報システム（L I F E）の効果的な活用に向けた環境整備

- 「科学的介護情報システム（L I F E）」については、介護サービスの質への実際の効果と情報提供する施設・事業者の負担等について継続的に把握・分析し、必要に応じた見直しや事務負担軽減とともに、報酬上のさらなる評価を要望します。

### (5) 訪問介護事業所の事業継続を可能とする制度見直し

- 訪問介護事業所が地域で事業を継続できるような制度設計の見直しを要望します。  
※介護分野のなかでもホームヘルパーは特に人材不足が深刻で、高齢化が進んでいる。その一方、中山間地域や過疎地域、豪雪地域等では、こうした介護サービス事業がセーフティネットとしての役割を果たしている場合もある。

### (6) 老人クラブ活動等助成費の充実

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進に向けて、地域における柔軟で多様な生活支援の強化として、老人クラブ活動等助成費の充実を要望します。

※「介護予防・日常生活支援総合事業」においては、老人クラブによる生きがいづくり、健康づくり等も含まれている。

## 7. 障害福祉サービスの拡充および障害者の地域生活支援の充実

### (1) 最重度・重複の身体障害者等を支援する障害者支援施設の基盤強化

- 障害者支援施設の人員配置体制加算について、新たに直接処遇職員の数が利用者数を1.7で除した人数を超える人員を配置した場合の区分の新設を要望します。
- 夜間業務について、利用者の重度化・高齢化に伴う業務量の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることをふまえ、施設入所支援に関する基本報酬の引き上げを要望します。

※全国身体障害者施設協議会会員施設では、利用者の障害の進行や重度・重複化に伴う日中の通院対応、夜間の医療的ケア、見守り、関わり等のナースコールへの対応が増加している。日中の通院対応では、1か月あたりの平均対応日数は17.1日、1回あたりの平均対応時間は152分となっており、通院対応を行いながら施設内のケアの質を維持していくために平均1.44:1で人員が配置されている実態がある。

※夜間業務についても利用者1人あたりへの支援量は増加しており、夜間と日中の職員の業務量は1:1.2であるに対し、施設入所支援と生活介護の報酬単価は1:3.08となっている。

### (2) 障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の拡充

- 地域生活支援拠点について、「災害時の受け入れ・対応」「人権擁護」を新たな機能に位置づけ、障害者の命と生活を守るセーフティネットとしての支援体制の構築をすすめるよう要望します。
- 各市町村で地域生活支援拠点をさらに整備するため、障害者支援施設が有する資源を活用するよう、自治体への働きかけを要望します。

### (3) 障害者の工賃向上を図るための優先調達の推進

- 優先調達推進法のさらなる活用に向けて、全市町村における調達方針の策定や国等における優先調達の増進が図られるよう、関係者の意見交換・マッチングの機会の提供や自治体への働きかけなどの取り組みを強化するよう要望します。

※障害者が地域で安定した生活を送るためには、障害者の所得の充実を図ることが必要。しかしコロナ禍の影響に伴い、生産活動収入はコロナ以前の水準に回復しておらず、平均工賃も前年実績よりも減額している。

### (4) 障害者（児）の権利擁護・虐待防止に向けた支援体制の充実

- 令和4年度から障害者福祉施設・事業所に虐待防止に向けた体制整備が義務化されるため、相談窓口の拡充や障害者の権利擁護にかかわる全国的な啓発推進を要望します。
- ※令和元年度障害者虐待事例への対応状況調査によれば、虐待の事実が認められた件数は養護者によるものが1,665件、障害者施設従事者によるものが547件となっている。また、障害のある子どもの虐待等も重篤な課題である。

### (5) 改正障害者差別解消法の早期施行

- 事業者の合理的配慮を含め、障害者差別解消法に対する国民の意識の醸成を図るため、公布から3年以内に施行するとされている改正障害者差別解消法（令和3年6月公布）の早期施行を要望します。

- (6) 障害福祉サービスを担う人材の確保・育成・定着
- 障害者支援施設やサービス事業所のすべての職員の処遇改善が図られるとともに、適切な福祉人材を確保・育成・定着していくことができるよう、必要な財源確保を要望します。
  - 障害者支援施設で行われる生活介護において適用される処遇改善加算および特定処遇改善加算について、今後も施設入所支援と一体的に行われていることに配慮し、施設入所支援と同率の加算率が適用されるよう要望します。
- (7) 障害福祉施設等における福祉機器・ICT等の活用に向けた財政措置の拡充
- 障害福祉サービスにおける生産性向上および新型コロナウイルス禍における事業実施に向けて、文書削減・簡素化の推進とともに、福祉機器・ICT等の活用促進に向けた財政措置の拡充を要望します。

## 【税制要望事項】

- (1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持
- 少子高齢・人口減少社会に向けて、地域生活課題の複雑化・深刻化と地域つながりの脆弱化が進展するなか、地域に必要な福祉サービスを維持・存続するために社会福祉法人が果たす役割や機能はますます重要となっています。
  - 福祉サービスの提供と地域づくりの双方を安定的・継続的に行うための事業継続を図るうえで、社会福祉法人制度の根幹でもある法人税非課税の堅持を要望します。
- (2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持
- 軽減税率、みなし寄附制度は、公益目的の財源確保につながり、社会福祉事業、公益事業や公益的な諸活動の実践を展開・促進するものであり堅持を要望します。

## 【要望団体】

### 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会  
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉  
全国民生委員児童委員連合会  
全国社会就労センター協議会  
全国身体障害者施設協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会  
全国児童養護施設協議会  
全国乳児福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
全国福祉医療施設協議会  
全国救護施設協議会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
全国ホームヘルパー協議会  
日本福祉施設士会  
全国社会福祉法人経営者協議会  
障害関係団体連絡協議会  
全国厚生事業団体連絡協議会  
高齢者保健福祉団体連絡協議会  
全国老人クラブ連合会

